

コース名	研修期間	主たる研修機関	コースの目的および研修内容	参加者国別人数
			寄与することを目的とする。事業団の各部内容についての説明、研修員受入れ、研修内容、その他について、関係研修先、関係各省とのディスカッション、各地方研修先の見学等。	シンガポール 1 中 華 民 国 2 計 8

(2) 個 別 研 修

昭和41年度の個別研修員は総数 595 名を各国および国連諸機関等の要請に基づき、受入れた。

国別に見ると、日本語を話す韓国、中華民国からの研修員が特に多く、次にタイからの研修員が続いており、この三国で個別研修員全体の半数以上を占めている。

地域別では、アジア地域が全体の 88.4%、中近東・アフリカ地域 6.9%、中南米地域 4.0%、その他欧米諸国等は、0.7%となっている。

業種別では、農水産関係 (28.7%) が多く、鉱工業関係 (17.9%) 運輸関係 (8.6%) と続いている。

この個別研修には、コロンボ計画等の研修員の他、国連計画、政府一般要請の研修員が含まれている。

41年度の国連計画の要請機関および研修員受入数についてみると次のとおりである。

TAO (国連技術援助実施部)	28名
UNESCO (国連教育科学文化機関)	12名
ILO (国際労働機関)	7名
ITU (国際電気通信連合)	9名
FAO (食糧農業機関)	20名
IAEA (国際原子力機関)	4名
計	80名

また、政府一般要請で受入れた総数は77名であった。

個 別 研 修 員 国 別 お

地 域	業種別 国 別	農 水 産				建 設			重工業		鉦	軽	化学	公益
		農 業	林 業	畜 産	水 産	土 木	建 築	地 震	鉄 鋼	機 械	業	工 業	工 業	事 業 電 力 ガ ス 水 道
ア ジ ア	アフガニスタン		1					1				2		
	ブルネー	3								2		2		
	インドネシア		2											2
	セイロン	5	1	1	1	3						1	1	
	インドネシア	4		1	6				2		2	3		
	韓国	5		4	3	1		1	2	4	5	8	1	6
	ラオス	24	1	3	15	5	1	1	4	9		6		
	マレーシア											1		
	パキスタン	11			1				1		2	1		2
	フィリピン				1							2		3
中 近 東 ・ ア フ リ カ	タイ	15	3		13	3					2	3		
	中華人民	4												
	小計	18	4	3	8	11	4		8	15	8	6	1	2
	合計	89	12	12	48	23	5	3	9	15	19	36	3	12
	アラブ							1						
	エジプト					1						2		
	イスラエル							1		12		1		
	ヨルダン													
	シリア													
	小計	4				1			1	4	1	1		
	合計	4				1		3	4	12	1	6		

よび業種別受入

[illegible]

地域	業種別 国別	農 水 産				建 設			重工業		鉦 業	軽 工業	化学工業	公益事業	
		農 業	林 業	畜 産	水 産	土 木	建 築	地 震	鉄 鋼	機 械				電 力	ガス水道
		中 南 米	アルゼンティナ ブラジル コロンビア キューバ ドミニカ エルサルバドル グアテマラ ホンデュラス メキシコ パナマ パラグアイ ペルー 小計	4 1 5	 										

第3節 研修員受入事業の問題点

研修員受入事業は、昭和29年以来、総数8千余名の研修員を受入れた。この間、開発途上諸国の要請にこたえて受入数の増大につとめる一方、本事業の充実のため、人的、物的な受入体制の整備、拡充に努力しつつあるが、財政上その他の制約もあり、現在未だに十分とはいえず、更に強化、改善していかなければならぬ。

また、わが国の研修員、留学生等の受入総数は欧米諸国と比較すれば非常に大きな差がある。

今後、より多くの財政上の措置がとられ、受入体制の整備に伴って受入れ人数を拡充することが緊要である。

2. 質 的 改 善

現在の本事業については体制上や研修内容について次のような問題がある。

(1) 受 入 体 制

a. 研修上の使用言語

わが国での研修は日本語で行なわれる場合もあるが、殆どが国際語である英語によることを原則としている。この場合、研修は通訳業務を行なう研修監理員を介するか、あるいは直接英語のできる指導者により行なわれている。しかし、研修員数の増大に伴い、優れた研修監理員の十分な確保が難しく、また英語のできる研修指導員も少ない。さらに受入対象地域や研修業種及び人的対象の拡大に伴い、英語圏以外の研修員あるいは英語能力の不十分な研修員も受入れざるを得ない状況になりつつある。このためより多数の優秀なる研修監理員の確保および本来の研修以前に日本語の集中教育を積極的に行なわなければならない。

b. 研修機関・施設

現在行なわれている研修は、政府機関および民間機関に依存するものが大半を占めており、それらの機関はいずれも、他に本来の目的を持つ機関で、研修のたにめのみ全力を投入することの出来ない場合がある。また研修指導員においても、若干の例外を除き大半は別に本来の業務を持ち研修に専心できないことがある。さらに、指導員として必要な、研修員の背景等に通じていない者も多い。その他、研修等に必要な機械、器具、教材の面でも必ずしも十分とはいえない。民間機関での研修においては、機械の多くがその機関の業務のために

用いられ、研修のためには使用され得ないことがあり、研修員に不満を抱かせることがある。

今後、少くとも、研修員の背景等は研修指導員に周知せしめかつ利用できる機材、教材等を十分そろえ研修効果をあげるよう努力することが必要である。

c. 研修のための経費

現在支給されている滞在費は昭和40年の設定のまま据置となっており、最近の物価高に伴い十分とは言い難く、また研修付帯費も受入機関に対する委託料、資料費、機材費等を賄うのに不十分である。

(2) 研 修 内 容

個別研修方式の場合、要請国側がその必要とする業種についての研修員を派遣し、要請に応じた研修を行なうことが出来る。しかし実際には、個々の受入の場合の手数、経費の点ですべてこの方式をとることは出来ない。

集団研修方式はわが国がコースを設定し、各国に人数の割当を行なって研修員を募る方式であるが、集団コースとしてのコース内容が十分に相手国に理解されていない場合があること、また研修員の派遣国、地域の背景、あるいは研修員個人の技術能力等に差があることにより、コースに参加した研修員すべてを満足せしめ、また、わが国が期待した成果を得ることは、必ずしも十分ではない。

研修期間についても、研究的研修、技術習得研修の研修員にとって十分とはいえないものがある。

(3) 相 手 国 の 体 制

研修員派遣国側が自国の開発、発展のため必要な人材を派遣する体制がまだ十分でなく、わが国の受入準備や体制との食い違いもある。研修員受入にあたって各国に出されるインフォメーションが相手国や研修員本人に対して徹底していないことが多い。このため相手国とわが国の受入体制についての緊密化を図ることを目的とし、40年度に引続き、41年度も技術協力推進のためのセミナ

一を行ない、各国の技術協力関係機関の担当官を集め、研修員受入業務について検討を行なうとともに、事業団より機会あるごとに関係職員を派遣し、各国の研修員派遣機関との連絡を密にする努力を払っているが、今後より一層の緊密化を必要としている。さらに、一部行なわれている高級研修員の受入をふやし、わが国の経済、産業事情等を理解させ、今後の研修員受入の円滑化につとめる必要がある。

(4) アフターケア

帰国研修員のアフターケアについては殆ど予算的措置がとられていないため、技術文献、機材供与の要望に十分には応えることができない。

今後、アフターケアの重要性に鑑み、より一層の財政的措置が購じられなければならない。

第2章 専門家派遣事業

第1節 専門家派遣事業の概況

開発途上にある国々からの要請に応え、それ等の国々の発展に技術を通じて寄与する事を目的として、専門家派遣事業を開始してから、すでに10年余を経過しており、この間に延べ1,082名の各分野の専門家をアジア、中近東・アフリカ、中南米の各地域に派遣している。

年毎に拡大の一途をたどる技術協力事業の趨勢を反映し、専門家派遣事業も逐年質量両面において進展をみせており、本年度予算についてみると、前年度

表 1 計 画 別

区 分	期 間 別	昭和40年度より 継続した専門家	新規派遣専門家
1. コロンボ計画	短期	17(名)	32(名)
	長期	102	35
	計	109	67
2. 中近東・アフリカ計画	短期	5	19
	長期	19	8
	計	24	27
3. 中南米計画	短期	2	18
	長期	14	6
	計	16	24
4. その他アジア地域等 計画	短期	9	12
	長期	2	1
	計	11	13
計	短期	23	81
	長期	137	50
	計	160	131

の28%増である5億6千万円が派遣事業費として計上された。

以下この派遣実績を計画別、業種別、国別に表示する。

本表にみられる一つの特徴は、前年度よりの継続専門家の数160名が新規派遣専門家数131名をかなり上廻っている事で、その理由は、当初から年度を跨って派遣されている専門家に加え、赴任後任地において派遣期間の延長を要請される専門家の数が増えていることであり、これは専門家の活動効果が先方に高く評価されている証左である。このような任期延長の要請がなされる傾向は年毎に高まっている。

次に本年度派遣した新規専門家131名の内訳を業種別に表示する。

表 2 業 種 別

業 種 別 派 遣 実 績 表	農水産	土木建設	重工鉄機械	鉱業	軽工業	化学工業	電気ガス水道	港湾陸運輸	電通、ラジオ、テレビ	医療	経営技術	教育	経済計画等
コ ロ ン ボ 地 域	26	8	0	4	2	1	3	5	7	9	0	2	0
中近東・アフリカ地域	12	6	0	0	4	0	0	3	2	0	0	0	0
中 南 米 地 域	10	2	0	2	0	0	0	5	4	0	0	0	1
その他アジア地域等	3	0	0	0	1	1	7	0	0	0	0	1	0
計	51	16	0	6	7	2	10	13	13	9	0	3	1

この表が示すように本年度専門家派遣で顕著なことは依然として農水産部門に対しての派遣要請が多い事で、各年度を通じ、今後共、この傾向は変わらないものと思われる。これに続いて、近年は、土木建設、電気、ガス、水道等のいわゆる公共事業関係、或いはラジオテレビ鉄道等の通信運輸関係が目立って増加しているが、これは初期の開発段階を終え、次の段階へ移行しようとしている国々が増えている一つの傾向といえよう。

さらに、最近は数的に僅かながら、開発途上国の経済計画等に直接参画するための高級専門家の派遣要請が増えつつある事が注目される。

以上、本年度における専門家派遣実績を計画別、業種別に分類して来たが、次に国別による実績を表示する。国別実績において特記すべきは、本年度に初めてモルディブ（稲作）、マダガスカル（養蚕・畜産）、モロッコ（養蚕）、コス

タリカ、(砂防)、パナマ(稲作)の5カ国に専門家を派遣したことである。

この結果、専門家を派遣した国々は、アジア地域18カ国、中近東・アフリカ地域19カ国、中南米地域15カ国計52カ国となった。

1. コロンボ地域

アフガニスタン	水道	1名
ビルマ	石油資源開発	1名
カンボディア	獣医、牛、鶏飼養、ワクシネーター、上水道、短波空中線、栽培、テレプリンター、テレックス、搬送、ケーブル、農業土木、植物病理、農業経済、稲育種	15名
セイロン	植物防疫、稲生理、育種 2	4名
フィリピン	野ねずみ駆除、細菌学、エルトール・コレラ	3名
インド	炭鉱保安、農業技術センター調査団 5	6名
韓国	港湾設計、水理模型実験	2名
ラオス	園芸	1名
マレーシア	ラジオ・テレビ、わら加工、ボート建設、病院建築 2	5名
モルディヴ	稲作	1名
ネパール	土木、穿孔、地質調査	3名
パキスタン	農業、鉱山 2、水流、石油化学、テレビスタジオ建設	6名
シンガポール	スタジアム建設、テレビ番組	2名
タイ	ウイルス研究 4、鉄道路盤、桑栽培、農場経営、血清及び免疫学、河川流域、地質、ダム設計、竹栽培、日本語教育	14名
ヴェトナム	日本語教育	1名

2. 中近東・アフリカ地域

ガーナ	鉄道信号通信および保線	2名
イラン	内燃機関、窯業、教育テレビ	3名
イラク	水産、ひな鑑別	2名
ケニア	遠洋漁業、沿岸漁業	2名
レバノン	製紙工場	1名

マダガスカル	家畜衛生, 養蚕, 製紙	4名
モロッコ	養蚕	1名
ナイジェリア	土壤化学, 土木工学, テレビスタジオ, 電子顕微鏡 2	5名
シリア	水産, 家畜衛生	2名
タンザニア	道路建設	2名
トルコ	耐震建築, 工学, プレハブ住宅	3名
アラブ連合	海運	1名

3. 中南米計画

アルゼンティン	鉱業経済, 白陶土調査, 港湾調査 3	5名
ブラジル	電気通信 2, 木材利用工業 3, 淡水魚・漁撈・加工 2	7名
コロンビア	港湾	1名
コスタリカ	稲作, 砂防 2	3名
チリ	港湾建設企画	1名
エルサルバドル	ラジオ・テレビ, 自動車機械	2名
メキシコ	電気通信	1名
パナマ	稲作	1名
パラグアイ	果樹園芸, 農業経済, 家畜人工受精	3名
トリニダード・トバゴ	農業灌漑	1名

3. その他アジア地域

中華民国	耐火レンガ製造, 立霧溪発電計画 4, 地熱 2, 稲栽培, 傾斜地開発, かき養殖, 地球物理	11名
------	--	-----

第2節 専門家派遣の事例

本年度の派遣実績のうち各地域の主な事例を列記すると,

(1) アフガニスタン派遣陶磁器専門家

昭和41年3月、同国政府の要請により陶磁器専門家橋本亮一氏を、任期2か年をもって同国クンドウズ陶器工場に派遣した。

同専門家の業務内容は、1) 原石と水簸物との対比試験、マグネット除鉄法による品質改良、2) ボールミル用の玉石の採取、3) デザインの研究、4) 生産増強態勢の整備であるが、今後の課題としては、1) 原料中、特に鉄分の多い耐火粘土の水簸および除鉄によって、純白度を高めること、2) 釉薬については焼成歩留りをよくするため、上下2段とした熔融点の異なる釉薬によって会理化を計ること、3) 同国独自の意匠を生かした意匠図案の研究、4) 現在燃料費の節約に努める事等があげられる。同工場は、アフガニスタンにおける唯一の近代的陶磁器工場であり、工業的にも発展の要素を有し、同国政府としても特に関心をよせている新産業だけに、これを育成発展させることは将来の対日親近感を増し、両国親善に寄与するところ大なるものがあると思われる。

(2) ビルマ派遣石油資源開発専門家

昭和38年2月わが国はビルマ政府の要請により、イラワジ河流域チャンギン地区の天然ガス資源開発調査を約80日間にわたって実施したが引続き同年12月、コロンボ計画に基づく石油資源開発専門家として、松沢明、川村隆両氏を2か年の任期をもって派遣した。

ビルマ政府では、1963年、Burma Oil Co. (英国、ビルマの共同事業) を国有化すると同時に、1963～1970年第一次7か年計画を策定し、1970年までにガソリンその他の石油製品を自給自足することを目標に、長期石油ガス探鉱計画を立案し、このための大規模な地表調査と地球物理学的調査及び試掘の実施を決定した。松沢、川村両専門家はビルマ国 P. O. I. (People's Oil Industry)

(B. O. C. の前身) に派遣され、B. O. C. の地震探鉱調査により得た地震探鉱資料を再検討すると共に、物理探鉱班の設立並びに運営等の指導に当たっている。

成果としては、1964年6月より両専門家の指導のもとに試掘していた Mya-

naung 地区 3 号において、ビルマ国にとって、過去 30 年来初の記録的な日産 12,200 ガロン、かつ高品位の石油生産をあげ、さらに 1965～66 年の間に yana-hgyat 地区 2 油田、Tibu の 1 油田、Myanaung 地区 9 油田、Prome 湾の 4 油田、計 16 の新油田が開発されたことである。上記油田開発の成功により、物理探鉱の石油鉱業における重要性が再認識され、同国における今後の探鉱に大きな希望と自信を与えたことは極めて大きな成果であると同時に、今後とも新油田の開発や工業プラント設立のための技術援助等益々日本との関係が密接になるものと期待される。

なお、両専門家は、ビルマ政府の強い要請にもとづき、それぞれ 1 年 4 カ月、2 カ年と任期を延長したが、両氏の任期満了とともに昭和 42 年 2 月、松沢専門家の後任専門家として、四十物秀蔵氏を 2 カ年の任期をもって同国へ派遣している。

(3) カンボディア派遣上水道専門家

1959 年に創設されたプノンペン水道局は国営企業体であって、プノンペン市担当の国務大臣の監督下にあり、局長が全般を統轄している。局長の下に技術部長、経理部長、管理部長があり、全職員は約 370 人となっている。

水道局では、一般市民にも水道施設を開放するため、施設の拡充を計ることとなったが、この施設拡充工事については、国際入札の結果日本の久保田瓦斯水道工事株式会社と水道局との間で契約が結ばれ、同社がこの工事を担当することになった。

同社の主任技師として 1958 年 5 月にカンボディアに派遣された、高倉敏夫技師は、工事完了後もアフターサービスの要員として、若手技術者の養成に当り、また 1963 年 4 月からはカンボディア側との契約取り極めの結果水道局技術部長に迎えられ職員の養成に当たってきた。高倉氏の「カ」側との契約は 1966 年 4 月で終了することになっていたが、水道局の職員のみで自主管理ができるまでにはあと 2～3 年は要する状態であった。

一方、1963 年 12 月にアメリカの援助を拒否したカンボディアでは外貨事情が

悪化し、現に雇用している外国人技術顧問については以後契約を更新しないというシャヌーク殿下の方針が打ち出された。

こうした状況からプノンペン水道局では、なお高倉氏の助力を必要としているにもかかわらず、契約更新が不可能となったため、日本府政に対して同氏をコロンボ計画専門家として派遣してもらいたいという強い要請がなされたものである。

かかる要請に応じて事業団は1966年8月に高倉氏を任期1カ年をもって同国に派遣し、その後さらに6カ月間の延長をして現在に至っている。

目下行なっている主要業務は、若年技術者に対する水道技術の理論と実地教育、メコン河原水と浄水場内の水質試験、メコン河の水位変化測定、浄水場内の機械電気に関する修理方法、故障対策、工事施工設計、企画、製図の指導等であり、プノンペン水道局にとっては同氏の存在は欠くことのできないものとなっている。

(4) フィリピン派遣野鼠駆除専門家

昭和41年4月東京において東南アジア開発閣僚会議が開催され、この席上フィリピン政府代表より直接佐藤首相に対し同国政府の最重点政策の一つである米の増産問題に関係し野鼠駆除専門家の派遣方要請がなされた。これに応え当事業団は神奈川県近代化協会二宮融氏を昭和41年6月6日より15日まで同国における野鼠による被害の実態調査と駆除方法の研究ならびに指導のため派遣した。

同専門家は技術的にみて、同国における野鼠駆除法は相当高度に開発されているが、その詳細にわたる基礎調査が不完全であり駆除の完璧を期するためにはその棲息密度調査、経過習性調査(移動性、繁殖状況)、被害調査、野鼠種類の調査、および経済的、かつ合理的な数量、統計調査を行なうことが必要である。

また同国における野鼠駆除の実態はある程度進んでいるものと思われるが行政的に不完全な点が多いものと思われるので農民一般に薬剤の知識を広めるために、一部モデル地区を設定し、これに薬剤供給ならびに機材の援助を行な

い、その認識度を高めることも一つの方法と考えられる、との勧告を行なった。

(5) インド派遣炭鉱保安専門家

Central Mining Research Station (Bihar, Dhanbad) は、1955年に創立された国立の鉱山技術に関する中央研究所である。当研究所は、鉱山保安、鉱山衛生、大気汚染、採鉱技術および鉱山機械の5つの部からなり、総員約450名、うち主任研究員は73名で、年間の予算額は1億2千500万円にのぼる。

インド政府は、炭鉱の生産性向上を目的とした機械化の進展に伴ない、ガス爆発、抗内自然発火の危険性が増大の傾向にあるので、この問題を解決するための専門家を3～4カ月間受け入れたいと要請してきた。その後さらに炭鉱保安と同時に採鉱方針、発破技術についても協力方要請が求められた。

インド政府は、このように広範囲にわたるかつ高度の知識を有した専門家を僅か1名の枠内で要請してきたわけであるが、当事業団はこの要請に応え、人選をすすめ、早稲田大学理工学部教授房村信雄氏を派遣することと決定した。赴任に先立ち、当該研究所に対して特に、自然発火、爆発防止対策等について主として協力する旨を伝えその了解を得た。

「イ」側技術者は一般に日本に対して極めて強い関心を有していたが、わが国の技術水準については殆ど知られていない状態にあった。この為同専門家は日本の実状（三井三池の炭鉱爆発原因）等いくつかを例にとり説明を行ない、又指導用機材として携行した一酸化炭素検知管、干涉計等の使用法説明と実験器具による実施指導を行なった。そのほか各研究所、大学において炭鉱保安に関する講義を週に2～3回行なった。又、離「イ」に際し250頁よりなる「石炭の自然発火対策」を英訳し、内容の解説を行なうと共に現地の図書館（C. M. R. S.）に寄贈した。

約2カ月という短期間の派遣であったが、本件専門家の熱意と努力により、スタッフが欧米各国の卒業生で固められていた関係から従来とかく欧米諸国の技術のみに傾いていた同研究所の人々に対し日本の炭鉱技術に対する新たな眼を開かせたことは大きな成果と考えられよう。

(6) イラン派遣冶金および機械工学専門家

現在イランは国内産業の発展を目指し、国連をはじめとした各国よりの経済協力を積極的に受け入れている。特に工業面における共產圏諸国の経済協力は、イランを重点的に対象としたプロジェクトをもってその進出には目覚ましいものがある。わが国の当分野における技術協力は、昭和37年10月に総額5,855万円におよぶ木型、鋳造、溶接機械、プラスチック等の機械供与と共に、8名の専門家を派遣し、テヘラン近郊のカラジに小規模工業訓練センターを設置し、技術者の養成に当たった事に始まるがセンター協定期限終了後も引続き専門家を派遣し現在に至っている。

上記の如くイランの工業化政策は諸外国の技術協力の増大と共に各種工業全般にわたってその実を挙げてきているが、過去数年を経過し、現在この工業計画を総合的に再検討し、調整する必要から、国連等を通じ高級技術者を要請していた。偶々、当時イラン小規模工業技術訓練センター理事長の職にあった柿崎専門家の推薦した河口虎夫氏をイランは、同国の要望に合致した人材と認めこれを日本政府中近東・アフリカ技術協力計画により派遣して欲しい旨要請をよこした。よって当事業団は昭和40年10月より2カ年の任期をもってイランに派遣した。同氏の業務内容は、経済省において共產諸国より援助の、1. 工作機械工場（チェコスロバキア）、2. 鋳造工場（チェコスロバキア）、3. 製鉄所（ソ連）の計画に対するアドヴァイス、ならびにトラクター製造計画（ルーマニア）、ミシン製造、オートバイ製造、自動車製造を含むイランの工業全般にわたる計画書及び機械の仕様についてアドヴァイスを行なうものである。

その後イラン政府は同氏の技術を高く評価すると共にさらに2カ年間の任期延長を要請してきた。当事業団としても同氏のこれまでの業績に鑑み、昭和42年10月より1カ年の延長を行なうことを決定し現在に至っている。

(7) マレーシア(サバ州)派遣病院建築調査専門家

マレーシア・サバ州政府は目下従来からあるジェッセルトンおよびサンダカ

ンの2病院の拡張を計画しており、ジェッセルトンの病院については現在の340ベットを取敢えず520ベッド、最終的には700ベッドへ、またサンダカン病院については現在の185ベッドを差し当って385ベッド、将来は600ベッドと予定している。

この拡張計画に基く全建築計画および入札契約書の準備に、必要な専門家の派遣を要請してきた。

1967年度よりわが国は医療関係については積極的に協力することとなった経緯もあって、同要請に応えることとなったものであるが、同時に従来英国等に独占されていた同国の建築分野に対しわが国の秀れた建築技術を紹介しひいてはわが国建設土木業界が同国に進出する好個の機会として足がかりともなり得るとの考慮から、取り敢えず予備調査のため、建設省営繕局建築課長補佐高野隆および計画課係長川上格の両氏を昭和42年1月17日より2カ月間同国に派遣し予算決定のための基礎資料の作成に従事せしめた。

本基礎資料作成のための作業としては両病院の現状を知るための方法として両病院の入札図面、地質、気象等のデーターを収集すると共に、両病院の使用状況を調査した。以上の調査から両病院の面積配分、人員配置、病床区分等の資料を作成し、これをわが国、英、米等の病院と比較対照し増床に必要な面積および手術台数、X線装置等の必要施設を算定の上、これに基づき両病院の基本的な配置計画を決定した。さらに同州における建設労務者賃金、病院建設費等の資料をもとに、わが国の事例とも比較しながら両病院の増床計画に要する建設費の概算額を算出した。以上の作業内容を報告書にとりまとめハザ州医務局長に提出するとともに中央政府保健省およびEPU (Economic Planning Unit) にも報告した。

(8) モルディブ派遣稲作専門家

モルディブは、米を主食にするにもかかわらず、従来全く稲作は行なわれておらず、その全需要は輸入に依存していた。かかる状況からモルディブ政府は、漁業および農業分野における日本よりの技術援助をかねてより要望してい

たが、特に稲作栽培の可能性を調査するために専門家の派遣を要請してきた。しかるに同国は最近独立したばかりの国であり、わが国より政府ベースに基づく専門家派遣がなされておらない状況だったので、取り敢えず当事業団としては当時、コロンボ計画に基づきセイロン国において稲の水利用専門家として活躍していた村上利男氏（農林省・東北農業試験場・盛岡試験場）に約一カ月間の日程で稲作の可能性につき出張調査方を依頼した。同国は、全島数 2,000 のうち僅かに214の島々に約10万の国民が分散しているにすぎないが村上専門家は、このうち代表的島々を8つ選び稲作に関する一般的自然条件の視察を行ない、上記8つの島のうちさらに4島を選び出し土壌調査、地下水調査、水稻品種比較および施肥法に関する圃場試験等を実施すると共に、セイロン産の品種を試験的に播種し結果をみることにした。その結果は発芽に全く影響もなく同品種は順調に成育し、その後同国政府より種もみのサンプルが送られてくるまでに至った。この結果、さらに土壌分析を実施することが今後必要であろうが、耕種法によっては、エーカー当たり 1000 lbs 位の収量を得ることは決して困難でないことが判明した。

また、当面の課題として (1)農業企画、政策に関する部局の政府機関の設置 (2)研修生の海外派遣 (3)専門家による同国内での稲作講習の実施 (4)稲作可能土地面積の調査 (5)肥料、農薬の輸入等が挙げられるが、これらのことが実施されたあかつきには、米の完全自給も希み得ないことではないと考えられる。

（9） パキスタン派遣水流調査専門家

東パキスタン・チッタゴン市の東岸を流れるカルナフリ河には、現在のところ市街地より約 10km 上流に道路併用の鉄道橋が一橋かかっているにすぎず、このため対岸の発展がいちぢるしく遅れており、この開発計画立案のため、パキスタン政府の要請により、日本政府は1965年調査団を編成し乾期における河川調査を行なったが、この調査団の勧告に基づいて河川調査専門家の派遣がパキスタン政府より再度要請された。

当事業団は、上記経緯より 1 名は前記開発調査団に参加した専門家を加える

こととし、石井弓夫氏（株式会社建設技術研究所勤務）を選任し、また建設省土木研究所より須賀堯三氏を選任して7月中旬より2カ月間派遣した。

チッタゴン橋梁は、アジアハイウェイのルートも兼ねており、カリナフリ河対岸の土地を工業用地として開発し、チッタゴン市の都市機能を向上させるために計画されたものである。

本件専門家は橋梁を計画するに当たり、先ず河道の安定対策の検討および橋脚周辺の洗掘の問題ならびに工事のための河川水理、測量等を行った。また、カルナフリ河下流部が隣接河川より安定していたため、合流点の調整の問題を中心として、河道安定を検討した。その結果護岸の改修と橋脚周辺の洗掘について十分な対策が講じられたならば、橋脚に関する水理上の問題は解決できるものと判断して帰国後、在ダッカ日本総領事館を通じ 同国 政府 へ Final Report が提出された。

(10) シンガポール派遣国立スタジアム建設専門家

シンガポール政府は同国サラン地区に、5～6万人収容の屋外競技場および1万5千人収容の屋内体育館を含む総合体育施設の建設を計画しており、1970年完成を目標に P.W.D. (Public Works Dept.) がその設計、施工、管理、監督に当る事となっている。

このため「シ」政府は、41年2月コロポプラン研修員として P.W.D. の建築家1名、構造技術者2名を日本に派遣すると共にわが国に構造設計の検討を依頼してきたので、東京大学生産技術研究所において、前記研修員の研修を実施するとともに構造設計を検討した結果、(1)メインボックス上屋の片持屋根に大きな歪みが生じることと耐候性に難点が予見されるため変更を要すること、(2)スタンド骨組みの応力解析に不明の点があり厳密な理論的解析を必要とすること、(3)階段まわりの構造設計に検討の余地があること、等が判明した。その結果専門家の派遣要請があり上記経緯もあり、東大工学部堀井善勝教授、川股重也助教授を昭和41年5月24日より同く6月15日まで派遣した。

業務の概要は (1)建設敷地の調査、(2)建設工事の実状の調査、(3)上記との関

連における全建設計画の再調査、(4)屋外競技場の設計の改良案を確認し、メインボックス上屋の改良方法を決定すること、等であったが、調査の結果、(1)については市の中心部に近く交通の便もよく、十分な広さをもちスポーツセンターの敷地として適当であるが30年前の埋め立地であることから基礎工事は特に入念に行なうことが必要である。(2)については鉄筋コンクリート建築の工場は原始的施工法で長工期を必要とするが、一応の水準に達している。(3)については、屋外、屋外スタジアム、水泳プール、遊技場の他に駐車場、展示場、宿泊施設、レストラン等を含む全体計画が行なわれるならば、市民のセンターとしてシンガポールをシンボライズする建築群になり得るものと思われる。(4)については、日本側が以前に提示したデーターに基づいて行なわれておりほぼ完成に近づいている。等のことが明らかとなった。加えて両専門家は同国政府に対し、政府が民生福祉の面を重点政策とし、現に行なっているローコスト・ハウス計画による住宅団地等の建築には賞賛に価するものがあるが、一方建設投資における経済性を重視するため、公共建築について質的に高度の建物を計画することに対する極端な保守性が上層部に見受けられる。スポーツ・センターのような恒久的の公共施設については将来の進展を見通した大きな観点から建設投資の効用を捉え、現在において可能な最上の建設計画を実施すべきである旨勧告した。

(11) タイ派遣電力開発計画専門家

タイの電力を供給する任にあるヤンヒー電力庁では、現在ある小ディーゼル発電所による電力は量的にも料金的にも不経済であるため、水力発電所、送電線および付帯電力設備の新規建設を急いでいる。そのためナムグム、ナンボン、ケンリャンその他の水力発電所開発計画が進められており、1962年には海外電力調査会が政府の補助金によりメカロン河上流クワイ、セイ川のケンリャン地点につきフィジビリティ調査を行ない報告書を取りまとめタイ政府へ提出した。上記の経緯よりタイ政府関係当局は、わが国の電力開発の技術力を高く評価して、メカロン河開発計画についても Basin Plan を樹立するためわが国

からの専門家の助力を仰ぐことになりその派遣方を要請してきた。

今回要請のあった専門分野は、総合開発計画プランナー、地質、ダム設計の3名であり、事業団では、木村博臣、石山豊、豊田喬雄(電源開発株式会社)の3名を期間1カ年の予定で41年10月に派遣した。その後現地調査の結果、更に1年間の協力期間が必要であることが判明し、木村専門家の任期を延長する一方、他の2名については後任を派遣することとし、更にこれに加え測量部門の専門家1名を追加派遣することとなった。

3専門家の具体的な業務内容としては、河川流量、降水量データーの検討、電力需要の予想等基礎資料の収集と分析、河川流量の算定、洪水量、洪水波の推定、貯水池地点の選定、発電所使用水量および設備出力の検討、発生電力量の算定、各地点の開発順序、時期の検討等 Basin Plan の作成、ダム地点、発電所地点地形測量、ダム、発電所水路地点のボーリング、物理探査等の測量、各発電所、ダム等の構造物予備設計、施工方法検討、工事工程作成、工事費算定等の予備設計というように多岐にわたっている。

なお、この専門家派遣の結果として、1966年3月その後下流 No.1 プロジェクトの Feasibility Study がコマーシャル・ベースで、ヤソヒー電力庁と電源開発株式会社の間に契約され、その額も約10万ドルに達すると共にその他種々の資材等についてわが国から相当量購入しており、技術協力のひとつの成果として高く評価されている。

(12) アラブ連合派遣陸稲および砂漠開発専門家

アラブ連合は、1956年のスエズ運河国有化以後工業化を目指し、第1次(1960～1965)、第2次(1965～1970)社会経済開発5カ年計画を策定し同国の工業に努めている。そして現在同国の輸出総額の65%は農業生産物(綿、米、玉葱が主である)が占めており、工業化推進の大きな支えとなっている。しかしながら、農業国としてのアラブ連合は、国土の97%が不毛の砂漠に覆われており、農業生産力を高めるためには、砂漠開発を推進する必要がある、わが国は昭和38年と昭和39年の2度にわたり、同国政府の要請により New Valley 開発

計画調査団を派遣し、これに協力した。

本件専門家佐藤一郎氏は、上記調査団のフォローアップとして昭和41年3月より1カ年の任期をもって派遣され、1968年のアスワンダム completion により造成される人造湖から砂漠地帯へ予定されている灌漑に伴う農地開発との関連において稲の適性品種の発見をはじめとする諸問題解決のため、(1)日本種およびアラブ在来種の水・陸稲の品種比較試験、(2)水面蒸発抑制剤 O E D の効果試験、(3)ビニール圃場の改良とその利用、(4)日本種および各国種蔬菜の比較試験、(5)砂漠の地温の測定等の業務を行った。同専門家の任期1カ年という短時日では問題解決に単に示唆を与えるにとどまり、なお問題の残る事から「ア」国政府より任期延長の強い要請がなされたが、同氏の勤務先である鳥取大学内の事情もあり、やむなく当初の予定通り昭和42年3月帰国した。

なお同国関係者は同氏の業績を高く評価すると共に、日本の高い技術水準をも認識し、砂漠開発庁職員をわが国で研修させることを考慮している。

また砂漠開発上の問題点としては、アスワンハイダム完成後出現する人造湖より砂漠開発地域にひく灌漑施設の予算の問題と、高温乾燥地帯であるための急速な水分蒸発量を如何に抑制するか等の技術的な問題があるが、すでにこの点については水分蒸発抑制剤を使用して実験を行ないかなりの成功を収めたものの、実用段階における費用の問題があり、早期の解決は多分に困難と思われる。

(13) ガーナ派遣鉄道専門家

昭和30年ガーナ国鉄副総裁アグレー氏が来日して東海道新幹線をはじめとして日本国鉄各線を視察し驚嘆して帰ったことから、わが国に対し調査の依頼がなされ、昭和40年民間コンサルタント（日本工営）がガーナ政府と契約して、土木、建築、鉄道軌道、信号通信等について調査を行なった。その結果、ガーナ国鉄に対し職員再訓練組織の改革が急務である旨勧告がなされたことから、ガーナ政府よりわが国に対し軌道および信号通信専門家各1名の派遣要請がなされたため、当事業団より鉄道軌道専門家として中谷国雄（国鉄大阪鉄道管理

局施設部)を、また鉄道信号専門家として岩井田寛(国鉄電気局信号課)を昭和41年4月より10月まで任期6カ月をもって派遣した。

中谷専門家は、ガーナ国鉄において現状の保線作業、日常業務ならびに現 Training School のカリキュラム等の改良案を作成し、助言すると同時に、これに基づいて現場幹部を実地指導した。この結果今まで不完成な実地知識しかもたなかった現地幹部も理論知識を習得し、かつそのうえに実地知識をもつことが肝要であることを十分に理解するようになった。

また、ガーナ国鉄には信号通信関係の Training School はなく、このため職員の技術的レベルは極めて低い。岩井田専門家は同国鉄の求めに応じ、同国初の Signal Training School の開設にあたって指導計画の recommendation および trial lesson を行なった。その結果として、白人のアフリカ支配時代からの基礎的な理解を重視せず、ただ、徒らに実地訓練だけに重点を置いた伝統的なやり方を改める糸口ができた。

なお、ガーナ国鉄では、両専門家の業績を高く評価すると同時に、これを機会に更に2名の鉄道専門家派遣方要請をわが国に対し出しており、当事業団ではこれに応え、来年度専門家の派遣を行なうべく準備中である。

(14) ケニア派遣漁業専門家

ケニア水産局は、新設のケニア沿岸漁業会社と協力して沿岸の水産資源開発を計るとともに、遠洋漁業の振興をも計画中であるが、この計画はケニア人だけでは推進することが不可能で、いくつかの先進国に専門家の派遣を依頼せざるを得ないのが現状である。このため英国およびノルウェイから各2名、FAOより1名(日本人)が派遣されているが、全領域をカバーする訳にはいかず、わが国に対し更に専門家2名(沿岸、遠洋各1)の派遣を要請してきた。当事業団では浜端菊次郎(沿岸漁業)および津田和成(遠洋漁業)の両氏を41年3月20日、任期2カ年をもって派遣した。

両専門家は、ケニア水産局モンバサ支局に属し、上級漁業開発官(英人)およびFAO派遣専門家越智氏と協力して同支局の職員ならびに現地漁夫に対し

漁具、漁労技術の指導を日本青年海外協力隊員4名とともに実施すると同時に、調査船による漁場調査も行なっている。

ケニア水産局の専門家を中心とした人事構成を参考までに記すと次の通りである。

ケニア水産局（在ナイロビ本部）

責 任 者	Watson（英人）
次 席	その他局員ケニア人

モンバサ支局

責 任 者	Wirkinson（英人）
次 席	その他局員ケニア人

FAO 漁業専門家	越智
中近東アフリカ計画専門家	浜端・津田
日本青年海外協力隊員	千賀・菅原
ノルウェイ漁業専門家	Wig・Bacon

マリンディ出張所

責 任 者	Rashidi（ケニア人）
所 員	全員ケニア人
日本青年海外協力隊員	梅野・梅山

なお、上記水産局は、専門家が指導に必要とする漁具を殆ど有していないので、当事業団より各種漁網、ラジオブイ、方向探知器等約80万円の機材を携行機材として購送したが、これら機材は専門家の技術指導に大いに役立っている様子であり、来年度には更に70万円程度の漁網を追加購送の予定である。

（15）モロッコ派遣養蚕専門家

モロッコは、1956年における仏国よりの独立以来日が浅く、いまなお、仏人が顧問という形であらゆる分野に浸透し、実権を握っているのが現状であり、本件プロジェクトの実施機関である農業省、国立農業研究所(Institut National de la Recherche Agronomique) もその例外ではない。

上記農業省は、経済3カ年計画の一環として農蚕産業の育成を義務づけられ、この目的達成のためには、先ずモロッコ人の指導者（Moniteur）の養成が不可決とあって、その教育に当る専門家の派遣をわが国に要請してきた。

わが国は、対モロッコ技術協力は初のケースであり、現地の実情を把握し、技術協力内容を適格に理解したうえで、適切な指導を行なうべきであり、協力継続が可能であればその時点において任期を延長するという方針のもとにとりあえず、3カ月の任期で金沢昭三郎氏（農林省蚕糸局繭糸課技官）を派遣した。

この結果、モロッコは、きわめて養蚕に適した自然条件を有しており、今後「モ」人自らの手で継続的に開発していくならば、将来養蚕業は「モ」国にとって、極めて有望な産業になりうるとの結論を得ることができた。また、金沢専門家の派遣と並行して当方より「モ」国へ技術指導用機材（桑苗、蚕種、上簇用資材、飼畜用資材、計器類）を寄贈した。

なお、今回の専門家の派遣と、上記機材の贈与に対し、モロッコ政府より後日感謝の意が表明された。

（16） トルコ派遣耐震建築、プレハブ建築専門家

1966年8月、トルコ東部のバルトおよびムシ地方を襲った大地震は同地方に死傷者5,000名、倒壊家屋15,000戸、延べ5万人の罹災者を出した。地震発生と同時に、国連をはじめ先進諸国は、救援活動を直ちに開始し、わが国からも天皇陛下および政府より見舞の電報ならびに見舞金を送られた。更にアンカラ日本国大使館を通じ同国の復興計画に協力する旨の申し出がなされたことからトルコ政府は地震に対して高い技術水準を有するわが国に対し、耐震建築およびプレハブ建築専門家の派遣要請があり、急拠、10月19日より1カ月の任期をもって大沢胖、金多潔、片山正夫の3氏を派遣をした。

今回被災したバルトおよびムシ地方は寒冷の地であり、1年のうち8カ月は雪の下にあるような地域であるため、トルコ政府としても住宅建設に緊急に力をつくす必要があり、次の項目につき、勧告、指導を求めた。

（1）被災地復興に関する勧告、指導

- (2) 今後発生を予想される地震対策の指導
- (3) トルコの地震に関する基本的調査レポートの作成
- (4) 明年度より建設予定の地震研究所の所要機材等に関する指導

専門家は、上記業務を行なうため早速被災地に赴き建築物被害の状況を調査し、これに基づき耐震建築法の指導、耐震工学研究施設設備についての勧告、現地建築技術者養成の方法等を勧告すると共に実地指導をも行なったが、わが国と同様地震の多発するトルコでは現在、地震に関する学問的研究が遅れており、研究施設も皆無に等しい状況であり、建築物の耐震化も目下の急務であると思われる。

(17) アルゼンティン派遣港湾調査専門家

本件はアルゼンティン公共事業省が同国の古い漁港マル・デル・プラタの改修計画にわが国の民間コンサルタントが落札した。同入札に当って上記コンサルタントに技術的な協力を与えていた運輸省港湾技術研究所の技術を「ア」国政府が高く評価し、前述のマル・デル・プラタ港の改修計画の業務実施に当ってはそのマスター・プランおよびモデル実験につき、日本国政府の資格で参画して欲しい、また、全国的な新港建設のフィジビリティ調査をも併せて検討して欲しいとの要請に、わが国政府が応えることとなり、当事業団より昭和41年11月港湾技術研究所水工部長鶴田千里氏を3カ月の任期をもって「ア」国公共事業省に派遣した。

当初「ア」国政府は3～4名の専門家を派遣を要請していたが、わが国はまず、総括的な専門家を派遣し、その後状況により、第二陣を派遣するとの方針から取り敢えず鶴田専門家のみを派遣した。同氏の任期は3カ月と比較的に短期間であったが、前記コンサルタントの計画実施要領の技術的検討、マル・デル・プラタ港の隣接海域の漂砂、波浪のデータ収集等、モデル実験に備えてのマスター・プラン作成に従事すると共に、同国大西洋岸沿いを踏査し、それぞれケケン、バイア・ブラニカ、ロサリオ、サン・ボロンボン、サン・アントニオ、マル・チキータ、ピナマール、ミラマール等のフィジビリティ調査を行なった。

なお、その後鶴田専門家の現地報告をもとに第二陣として港湾技術研究所より、波浪専門家高橋智晴、漂砂専門家田中則男の両氏を派遣し、業務も順調に進捗している。

また、本件は民間ベースの入札から発展した計画ではあるが、従来日本の港湾関係がコマーシャルベースで入り得なかった中南米地域に対する、初の事業であり、国内関係業界にとっても大きな刺激となることが予想され、その成果が大いに期待されている。

(18) コスタ・リカ派遣稲作専門家

本件は同国政府より従来細々と実施されている同国の稲作を技術的に改革し、国内自給体制の確立とあわせて、国際収支をも改善せしめたいとの意図から、わが国に対して、専門家派遣の要請があり、当事業団は農林省鴻巣農事試験場の田中市郎技官を昭和41年8月30日、任期6カ月をもって派遣した。

同氏は主として同国北部太平洋側に張り出した米作地帯グアナカステ州の試験場を中心として技術的指導に当る一方、首府サン・ファン市近郊数か所にモデルファームを設定し稲作技術の普及につとめた結果、同国農牧大臣はもとより大統領の高く評価するところとなった。

同専門家は、任期を1カ月延長され、4月8日帰国したが、帰国に当たり同氏に対しコスタ・リカ政府は農牧大臣自ら感謝状を授与し、その功をねぎらった。

(19) パラグアイ派遣果樹栽培専門家

パラグアイの経済計画は他国のそれに比し、農業を基調とした性格が強く著われている。最近では商品として比較的容易に世界的市場に直結し得る柑橘類の振興が問題とされており、現に相当量の柑橘類が欧州市場に供給されてきている。しかるに最近これがのび悩みの傾向を示しはじめ、生産性も低下の兆候を見せはじめている。

このような背景から、パラグアイ政府はわが国に対し、果実の品実、病理、害虫の諸問題をはじめ加工、流通機構に至るまでの広範な改善策を立案する目

的で専門家の派遣を要請越した。

この要請に応え当事業団は元愛知県園芸試験場長城山桃夫氏を任期3カ月をもって昭和41年9月12日派遣した。同氏は任国内を隅なく歩き、技術的な個々のアドバイスを、パラグアイ国果樹園芸の企業としての将来性、流通機構等について検討、分析した報告書を先方政府に提出し、12月11日帰国した。

なお、同氏の現地滞在中に在留日本人移住者農業協同組合によるミカン、ジュース工場の設立が具体化し、同氏帰国後も移住事業団を通じ、現在とも緊密な連絡がとられている。

第3節 専門家派遣事業の問題点

専門家派遣事業の問題としては、第1に優秀な人材の確保、第2に現地における専門家の活動体制の整備、第3に、現地事情の把握とフォローアップの拡充という点があげられる。この観点から本年度の派遣事業の問題点とその対策について述べることにする。

1. 優秀な人材の確保

国の代表として海外に派遣する専門家については、優秀な技術はもとより、持てる力を十分に発揮するために必要な語学力、如何なる状況においても公正かつ適切な判断をくだし得る識見、ならびに豊かな人間性等の条件が常に要求される。

これら優秀な資質を有する専門家を確保し、開発途上国の要請に応えるために、現在、専門家登録制度を設け、官民を問わず広く各界の協力を得ているが、この他、より有効な対策として次のようなことが考えられる。

(1) 専門家等のプール制

専門家の確保という点から、すでに海外に派遣されたことのある技術協力専

門家のうち、優秀な人材を事業団嘱託としてプールし、次の機会に再派遣することが可能であれば、事業推進上、より効率的な方法と思われる。また、帰国専門家のみならず、登録、または推せんされた専門家、技術者をプールすると同時に、よりよい技術協力を行なうためにこれらを養成することも必要であり、このため、プール制の制度化が早急に望まれる。

(2) 専門家の選考制度

候補に上った専門家については、技術、語学等、その分野における適性を総合的に資格審査するために、官民合同の構成による“専門家選考委員会”を設け、派遣専門家の資質向上を図ることが必要である。

(3) 専門家の身分保障

専門家確保のための大きな阻害要因として、帰国後における専門家の身分保障制度が確立されていないことがあげられる。

特に官庁関係以外の専門家は、帰国後になんら制度上の保障がないことから、専門家としての資格を十分に備え、かつ、その意志を持ちながらも、派遣専門家となることを断念せざるを得ない場合がしばしばみられる。この問題の解決は、優秀な人材の確保に直接つながるものであり、早急に制度の確立がのぞまれる。

2. 現地における専門家の活動体制整備

次に専門家が現地に派遣されて後、より効率的な活動をするためにはどのような問題があるかを考えてみると、

(1) 現地業務費の支給

専門家が現地における指導上必要とする現地調査費、現地で収集すべき資料等の購入費および現地人との交際費等は、現在個人負担となっているが、これ

らの経費が、公費で賄われたならば、専門家の活動はより効率的なものとなる
ことが予想され、その実現が強く望まれる。

（２）新聞・技術誌等の送付

遠く内地を離れ、国内の一般事情、あるいは新しい技術等の事情にうとくな
り、孤立化した生活環境におかれる専門家にとって、内地の新聞、技術誌等の送
付は、技術指導そのものにも張りをもたせ得るものとしてその実現が望まれる。

（３）携行医薬品

専門家等が派遣される開発途上の国々はおおむね保健衛生面の設備の整って
いない状況であり、最低限の医薬品を支給携行せしめる事は専門家の活動に不
可欠のものと思われ、早期に実現する事が望まれる。

（４）専門家および家族の一時帰国制度

長期派遣の専門家および家族を外地でのきびしい環境より、気分的に解放し
一層業務に専念し得るようにすることは健康管理上からも必要であろうし、ま
た、国内を離れたための技術的空白を埋めるための一時帰国休暇は、従来制度
的には認められていながら、個人負担により実施されているので、この制度
に、予算の裏付をすることが強く要望される。

3. 現地実情の把握とフォローアップの拡充

海外における技術協力事業の効率的実施を期するためには、現地の実情を充
分に調査、把握、分析して適確な実施計画のもとに、要請に応えるべきである
が、従来とかくこの点に徹底を欠き、派遣実施を余儀なくされてきたきらいが
あった。この結果、専門家の派遣後において、当初には予想もし得なかった、
業務上あるいは生活上、専門家自身では容易に解決しがたい問題が起る可能性
がある。

こうした問題の解決には、事業団技術協力担当者等が、対象各国に常駐し、

専門家の業務遂行上に付帯する種々の問題の解決、先方政府、在外公館等との調整に積極的に動き、専門家を側面からバックアップすることが理想であるが、当面は、担当職員を定期的に、一定地域を巡回せしめ、各国関係者等との連絡を緊密にすることが必要であろう。

第4節 理科教育海外協力事業

わが国は、1965年11月バンコクにおいて開催された第2回アジア地域ユネスコ加盟国文部大臣、経済企画担当大臣会議（第1回は東京にて、1962年開催）に、文部大臣他数名の代表団を派遣したが、同会議において、開発途上にある諸国にとって教育は、社会、経済開発のための基本的要件であることが再確認され、特に農林水産業、および工業の技術教育なかでも、その基礎である理科教育は特に重要であることが強調された。こうした観点から、この会議において採択された種々の勧告に基いて技術協力の一環として各年度毎にアジア・アフリカ諸国のうち、5カ国を選択し、中等理科（物理および化学）教育担当教員に対し、理科教育の内容と指導方法を実際の演示によって指導することが決定された。その具体的な方法としては、1カ国あたり、1名の専門家を6カ月間派遣するとともに、必要とする理科教材、視聴覚教材、工具、ガラス器具、薬品、実験机、格納戸棚等3百万円相当の機材を寄贈するというものである。

当事業団は本事業を文部省より委託され、本年度は、東南アジア地域では、タイ、インドネシア、マレーシア、中近東地域ではイラン、アフリカ地域ではケニアの5カ国に実施したが、任国において専門家は多大の成果をあげ、相手国政府もまた本技術協力を高く評価し、専門家の任期延長および再派遣方を要請している。

今後、本事業をさらに発展させ効果をより高めるためには、派遣期間を現行の6カ月より、1カ年以上に延長するとともに、すでに実施済の諸国に対してもアフターケアのために専門家の再派遣、機材の追加供与等を行なうことが必要であろう。

第3章 海外技術協力センター事業

第1節 海外技術協力センター事業の概況

1. 海外技術協力センターの構想が、開発途上にある諸国に対するわが国の技術協力の一環としてとりあげられたのは昭和32年であった。

その後、昭和35年9月に至り、東パキスタンのダッカに初めて農業技術訓練センターが設置、開所されて、海外技術協力センターの第一歩が踏み出された。

2. この海外技術協力センターは、その設置に先立って、まず日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、この協定にもとづいて、わが国より、センターの設置に必要な設備、機械、教材、工具等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により技術指導のための専門家を派遣し、また相手国側の要員をわが国へ呼寄せ研修を行なう、一方相手国には、必要な土地、建物および付帯施設を提供せしめるほか、相手国側職員の人件費その他センターの維持、運営に必要な経費を負担せしめて、両国の協力によって設置、運営される。

海外技術協力センターは、毎年数カ所ずつ新設され、現在までこれらセンターの数は、設置計画中のものを含めて22センター、28カ所の多きにのぼり、その設置地域もアジアを中心として、中近東、アフリカから中南米までにまで及んでいる。

一方これらの海外技術協力センターに対する援助額は、日・カ経済協力協定にもとづくカンボディア農業、畜産、医療の3センターを除いて、現在まで、供与機材額13億64万円を超えるとともに、派遣したセンター要員も延184名、所要経費12億円以上に達し、その総額26億円の多額に達している。

この海外技術協力センターに対するわが国の協力は、協定により期間を定

め、協力期間の経過後は相手国に引継がせ、相手国が自ら運営していくこととなっている。この協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合はこの期間が延長され、また協力期間経過後も、相手国による完全な自立運営は困難なため、昭和40年度に協力期間を終了した5センターおよび昭和41年度に協力期間を終了した1センターにはいずれもその運営は一応相手国側に引継いだが生続きコロポ計画等による専門家を派遣して協力している。

また、本年4月にはインド農業技術センターが、6月にはインド水産加工技術訓練センターがそれぞれ協力期間を終了したが、前者については完全にインド側に引継がれた1農場を除いて目下インド側とその後の協力について協議中であり、後者については引続きコロポ計画により専門家を派遣中である。

この海外技術協力センターは、開発途上にある諸国にもっとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者をこれら諸国の国内で訓練養成することを目的として発足した。しかし海外技術協力センターは、個別計画としてはわが国の技術協力の方式のなかでもっとも規模の大きなものの一つであり、センターに対する相手国側の評価と期待は非常に高い。このため各国のセンター設置に関する要請はつねに相手国の開発計画の一部としてとりあげられ、相手国の政策や産業事情等により、その内容は多種多様で、しかも最近は次第に複雑多岐にわたってきている。従ってセンターの性格も現在では、タイヴィールス研究センターや、パキスタン電気通信研究センターのごとく、研究を目的としたセンターもあり、インド農業センターのごとく、演示を目的とする模範農場として発足したセンターもある。また技術訓練センターのなかでも、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターのように、技術者の訓練と併行して生産を行なっているセンターや、ケニア小規模工業技術訓練センターのごとく技術者よりは中小企業者の訓練養成を目的としたセンターもあり、その他訓練課程において道路を建設するタイ道路建設技術訓練センターや原型生産と技術者の訓練を併せて行なうシンガポール原型生産訓練センター等その性格は決して一律でない。

これらセンターは前述した相手国の評価と期待とを反映して、年とともに次

第に相手国の開発計画の一環として重要な地位を占めつつあり、とくに最近設置されるセンターは、相手国の中小企業振興策のもっとも重要な施策の一つとして、中小企業者の養成を目的としたケニアおよびフィリピンの小規模工業技術訓練センター、さらには相手国の工業立国としての施政方針にもとづく国内数千の中小企業者の体質改善という極めて重要な任務を負わされたシンガポール原型生産訓練センター等とくにその国内での重要性が高まってきている。

また、これらセンターでとりあげられる業種も、農業、畜産、漁業、水産加工、小規模工業、繊維工業、電気通信からヴィールス研究、道路建設にいたるまで極めて多岐にわたっており、しかも小規模工業の場合、その職種は木型、鋳造、鍛造、冶金、板金、溶接、機械、仕上、研磨、メッキからプラスチック成型、ガラス製造、自転車組立、皮革加工、木工竹藤細工、窯業およびミシン縫製等まことに多種多様である。

3. 本年度の海外技術協力センター事業は新規センターの設置に重点を置き、シンガポール原型生産訓練センター、韓国工業技術訓練センター、メキシコ電気通信技術訓練センターの新規3センターの設置計画を行ない、また40年度より繰越したフィリピン小規模工業技術訓練センターの設置業務を実施した。

他方、既設センターについてはカンボディア農業畜産センター、タイ道路建設技術訓練センター、ブラジル繊維工業訓練センターおよびガーナ繊維工業訓練センターの拡充強化を行なった。

なお本年度はタイヴィールス研究センターの協定による協力期間終了に伴ないその運営を相手国側に引継いだ。

(1) センターの新設

a. シンガポール原型生産訓練センター

シンガポールの工業立国の施策推進の一環として、同国の強い要請にもとづき国内中小企業振興のための原型生産訓練センターを設けることとなり実施調査団を41年6月より約3週間派遣し、現地調査ならびにシンガポール側との折

衝を行なわせた。この実施調査の結果に基づき、41年10月15日にセンター設置に関する協定が締結されたが相手国のセンター建物の準備が未完成であるため、41年度内にセンター設置業務を実施できなくなり、42年度に機材購送、要員派遣等を行なう予定である。

b. 韓国工業技術訓練センター

韓国に対する技術協力の一環として同国内に工業技術訓練センターを設けることとなり実施調査団を41年7月より約2週間派遣し、現地調査ならびに韓国側との折衝を行なわせた。この実施調査に基づき、目下、日韓両国政府間で協定交渉中であり、協定が締結され次第、機材購送、要員派遣等の設置業務を行なう予定となっている。

c. メキシコ電気通信技術訓練センター

メキシコはオリンピックを控えて、かつ北米と南米を結ぶ電気通信網の中継地として電気通信関係の整備にとくに力を注いでいるが、一方電気通信技術者の養成がこれに伴わず、このため同国の強い要請により国内に電気通信技術訓練センターを設けることとなり、実施調査団を41年6月より約3週間派遣し、現地調査ならびにメキシコ側との折衝を行なわせた。この調査の結果に基づき目下、日墨両国政府間で協定交渉中であり、協定が締結され次第、機材購送、要員派遣等の業務を行なうことになっている。

d. フィリピン小規模工業技術訓練センター

本センターの設置協定は41年9月29日に佐藤首相およびマルコス大統領立会のもとに調印されたが、フィリピン側で提供する建物の建設がおくれたので機材費5,000万円を40年度より繰越して購送業務を実施した。なお要員の派遣は42年度に行なう予定となっている。

(2) センターの拡充強化

a. カンボディア農業・畜産センター

日・カ経済協力協定にもとづいて設置された本センターは、同協定が41年7月に終了したが、その後の運営についても引続き協力することとなり、41年6

月に実施調査団を派遣し、この調査および折衝の結果、同年9月30日に本センターの運営に関する交換公文が取り交わされた。この交換公文にもとづき本センター拡充強化計画を作成し41年度内にトラクター等の農業機械、肥料、農薬および乳牛、放牧柵等に約5,000万円に及ぶ追加機材を供与した。

b. タイ道路建設技術訓練センター

40年度に作成された本センター拡充強化計画に基づき同年度より繰越された機材費についてブルドーザーおよびその他機械の補充部品等約2,000万円に及ぶ追加機材を供与した。

c. ブラジル繊維工業訓練センター

本センターの試験部門拡充計画に対するブラジル政府の要請に応じて41年度に繊維試験機等約250万円に及ぶ追加機材を供与した。

d. ガーナ繊維工業訓練センター

本センターに供与した機材の補充強化のため漂白機など繊維機械の補充部品等約150万円に及ぶ追加機材を供与した。

(3) センターの引継

本年度はタイヴィールス研究センターの協定に基づく協力期間が41年5月をもって終了したのでこれに伴ないタイ側にその運営を引継いだ。しかし未だ相手国による自立運営体制が整わず、このためセンター要員の引揚げ後もコロンボ計画により協力を続けることとなり4名専門家を派遣した。

なお現在まで引継ぎしたセンターの概況は次のとおりである。

引 継 セ ン タ ー 名	協定締結	開 所	要員数	協定協 力期限	コロンボ 計画等による派遣 専門家数
タイヴィールス研究センター	36.11	38.2	4	41.5.24	4
東パキスタン農業技術訓練センター	35.7	35.9	7	40.7.29	4
タイ電気通信	35.8	36.1	10	40.8.23	6
セイロン漁業	36.3	37.10	8	40.9.19	3
イラン小規模工業	35.9	38.8	8	49.9.11	4
アフガニスタン小規模工業	36.3	38.8	8	40.9.14	4